

○四年に帝王切開手術を受けた女性が死亡したことを対して、執刀医が業務上過失致死と医師法違反の罪に問われた裁判で、福島地裁は今年八月二十日、無罪判決を出した。この判決を機に、「医療の専門的問題」に司法・警察が介入するとは医療崩壊を加速するだけだとする見解が、医療関係者やマスコミにおいて急速に強まっている。なかには、経験のほとんどない医師が内視鏡の下での前立腺がんの手術を行つて死亡に至らしめた二〇〇二年の慈恵医大青戸病院事件（主治医と執刀医の有罪が確定）についてさえも、そもそも司法・警察が関与する必要がなかったとする極端な意見も出ている。

今を読む

金沢大法学類教授

仲正 昌樹



なかまさ・まさき 1963
年吳市生まれ。東京大大学院総合文化研究科博士課程修了。専門は政治思想史、社会哲学。著書に「『不自由』論」「日本とドイツ 二つの戦後思想」など。
金沢市在住。

医学の発展のために人体実験は不可欠であるが、それはあくまでも被験者の「自発的同意」を前提にして行われねばならないことを明記した倫理基準「ニユルンベルク綱領」を提示した。

こうした臨床試験のため
IC法制化の動きが、米
の消費者の権利運動と相
って、患者と医師の関係
より対等なものにするた
の「患者の権利」の中核
としてICが位置付けられ
ようになつた。

分な説明と同意＝IC)を中心形成されるべき医師と患者の関係を至めることになる。「通常の医療行為」ICの枠内で起こった不測の事え

医師に治療方針を全面的に任せてしまうのではなく、重要な局面においては、必要であるという考

一九六〇年代に入つたころから、米国をはじめとする先進諸国の大学病院など、の医学研究機関で、患者の

ようになつた。

が近づいて情勢がいかがで
たら、患者は通常の医療行為
がなむか、リスクの高い未
確立なものなのか知りよう
がない。日本の医療では、
く今まで、「患者に余計

患者の権利

積極開示を

いう口実の下に、治療に随伴する臨床研究や、医師の経験などをついて情報開示

インフォード・ソンセント

患医大青戸病院事件（王治
医と執刀医の有罪が確定）
についてさえも、そもそも
司法・警察が関与する必要性
がなかつたとする極端な意
見も出でてゐる。

こうした過度に一般化した“医師擁護”論は、インフォームドコンセント（十

態に対する対処の仕方が問題になった大野病院事件のようなタイプの事案と、「床試験」的な性格の強い度先進医療を未経験の医が実績づくりのために試した青戸病院事件のようないふで論じることはでき

は、「人体実験」をぬけの問題がある。第二次大戦にナチス・ドイツの医師は、強制収容したユダヤなどに対し、低温実験や細菌・毒ガス実験などを種の人体実験を行った。こうした非人道的な行為をいたニュルンベルク医師の判決の中で、裁判所は

者である患者の人権を守るためにICの徹底や、研究会の倫理性を審査する倫理委員会の設置を義務付ける制度が各国に整備された。四年には世界医師会が、ICを中心とする医学実験の倫理指針を体系化した「ヘルシンキ宣言」を採択している。七〇年代になると、

新しい医療技術には、不^可避的に実験としての性質があることを、患者の側で理解したうえで、治療方針を決定することである。新しい技術による治療を試^みるに際して、未知の危険があるかもしれないことを専門家本人に知らせずに断行したら無断の人体実験にならざるを得ない。

を提示していると信じて
いる医師なら、自分の利害
関係や経験なども含めて
全面的に情報開示すること
に問題はないはずだ。ICO
の根本的問題を、「医療崩
壊」や「モンスター・ペイ
シャント」をめぐる一般論
に紛れ込ませてはならな
い。